

久万高原町における持続可能な Community-Based Tourism(CBT)確立に 向けた観光戦略及び人材育成プラン調査策定業務 委託事業者選定プロポーザル実施要領

久万高原町

この要領は、久万高原町が実施する標記委託業務を受託する事業者を、公募型プロポーザル方式で選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

1. 久万高原町の観光の状況

愛媛県久万高原町は、西日本最高峰の石鎚山や日本三大カルストの一つある「四国カルスト」、1200年の歴史を誇る四国遍路の第44番札所大宝寺や第45番岩屋寺、夏季冷涼で冬季は積雪もみられる気象条件を活かしたゴルフやスキーなどが楽しめる高原リゾートとしてその名が知られている。

その一方、モノ消費、通過型観光地からの脱却が進まず、滞在日数、滞在時間の拡大による観光消費額の増大につながらないという課題が解消されていない。

また、観光業が本町の持続可能な産業として将来にわたって維持されていくための体制づくりも不十分であり、観光事業者の育成、稼げる観光地への進化を進めていく必要がある。

2. プロポーザルの趣旨

四国遍路のおもてなし文化が色濃く残る本町の魅力的な観光人材が主役なり、観光人材(ここでは「キャスト」と呼ぶ。)の様々な活躍の機会を数多く創出して地域の魅力を発信しつつ、キャストが持つ様々な技能、特技、知識、経験を観光コンテンツ化、販売することによる、いわゆる“コト消費・ヒト消費・イミ消費”と言われる高付加価値な観光地へと本町が進化していくための調査、人材育成、販路開拓といった事業を総合的に展開していくための道標とする戦略策定を行なう。

この考え方の根底、理念として令和7年度にJSTS-Dのロゴ取得を取得し「持続可能な観光」に取り組もうとする町の基本姿勢を踏まえ、域内住民の合意形成、観光客の意向調査に基づくペルソナの設定、観光人材の育成と住民参画の機会づくりなどを重視しながら、本町の持続可能な観光地域づくりに資する調査、戦略策定を行なう。

3. 業務の概要

(ア)業務名: 令和8年度 地域未来交付金事業

久万高原町における持続可能な Community-Based Tourism(CBT)確立に向けた
観光戦略及び人材育成プラン調査策定業務

(イ)業務期間

契約締結の翌日から令和9年3月19日(金)まで

(ウ)配布資料

「久万高原町における持続可能な Community-Based Tourism(CBT)確立に向けた
観光戦略及び人材育成プラン調査策定業務」委託業務仕様書

(エ)委託上限価格

3,500,000円(消費税及び地方消費税込み)

4. 業務の内容

「久万高原町における持続可能な Community-Based Tourism(CBT)確立に向けた
観光戦略及び人材育成プラン調査策定業務」委託業務仕様書に記載された内容のとおり。

5. 提出書類及び書類作成に関する留意事項

(ア)提出書類

提出書類は下記のを各2部ずつ任意様式により提出するものとする

- ① 会社等概要書(必ず直近3期の決算資料(B/S、P/L)も添付のこと。)
- ② 企画提案書

「久万高原町における持続可能な Community-Based Tourism(CBT)確立に向けた観光
戦略及び人材育成プラン調査策定業務」委託業務仕様書の内容を理解の上、特に同仕様書の「3.
業務の内容」で求める成果品を制作するための手段、成果物の内容に関する詳細且つ効果的な内
容、事業効果の更なる増進に資する独創的な提案等について、任意の様式でとりまとめた資料内容
とすること。

- ③ 本業務における執行体制
- ④ 業務の行程計画
- ⑤ 提案者の同種業務実績(観光関連の業務実績に限る。特にJSTS-D関連の業務は必ず記載
すること。)

⑥ 参考見積書及び積算内訳書

委託上限金額も別途示しているが、審査段階において、その額が実施内容に見合うか否かの審査も行うこととしており、単に金額の大小のみで委託事業者を決定するものではないことに留意すること。

(イ)提出期限

令和8年5月29日(金) 午後4時必着

(ウ)提出方法

郵送又は持参のこと。

6. 質問及び回答

本プロポーザルにおける質問の方法及び回答は次のとおりとする。

(ア)質問の方法

質問がある場合は、質問の要旨を簡潔にまとめ、下記の期限までに質問書(wordで作成)を電子メールで提出すること。様式は任意とする。(電話、FAXによる受け付けはしない。)

(イ) 質問書提出期限:令和8年5月19日(火) 17時まで

(ウ)回答の方法

- ・ 質問の内容及び回答については、全社からの質問をとりまとめ、下記の期限までにメールで回答する。質問の回答は、実施要項、業務仕様書の加筆及び修正とみなすものとする。
- ・ なお、提案内容についての質問や相談、審査の優劣に繋がると考えられる質問については受け付けない。

(エ) 回答書送信日 :令和8年5月22日(金) 17時までにメールで回答する。

7. 審査の方法と審査結果の通知

(ア)審査方法

久万高原町において開催する審査会において、提出された企画提案等について、提出順に随時書類審査及び必要に応じて事前のヒアリング調査を行い、同審査会において審議、決定する。

よって、提案事業者による対面式のプレゼンテーションの場は設けない。

なお、最終の審査会までに審査員から出された質問の内容で、応募者に聞き取りを行なう必要がある事項があった場合は、個別に応募者に対して聞き取りを行なう場合もある。

(イ) 審査結果の通知方法

審査の結果については、審査参加事業者毎に個別の結果を、令和8年6月5日(金)までに電子メールで通知する。

8. 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (ア) 提出された見積額が、提案上限額を超過している場合。
- (イ) 各書類の提出方法及び提出期限がこの要綱の定めに適合しない場合。
- (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- (エ) 虚偽の内容が記載されている場合。

9. その他

- (ア) 提出書類作成に要する費用は、応募者の負担とする。また、提出書類は返却しない。
- (イ) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (ウ) 提出書類等は公開しない。また審査内容についても一切公開しない。ただし、採用された提案については、公表することがある。
- (エ) 電子メール等の通信事故については、町においていかなる責任も負わない。

10. 問い合わせ先・提出先

〒791-1201 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万212番地

久万高原町まちづくり戦略課 観光振興係 担当：課長補佐 岡

電話：0892-21-1116(直通)

Mail: oka-seiya@kumakogen.jp